

小田原市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成6年小田原市条例第17号）第9条第1項の規定に基づき設置された小田原市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、環境に関し学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、審議会の調査審議事項に関係のある者のうちから必要に応じて市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年5月1日から施行する。